

裁判外の紛争解決手続を巡る最近の状況

1. 国内における取組み例

(1) 民間団体等の取組み

弁護士会の仲裁センター（1990年～）、専門職種団体によるADR機関、業界団体によるPLセンターの設立など、多くの民間ADR機関の設立

金融トラブル連絡調整協議会による「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」策定（2002年）など、民間ADRにおける自主ルールの制定を通じた民間ADRの機能充実の試み

（社）日本商事仲裁協会等による仲裁人研修講座（2002年）（独）経済産業研究所による調停人養成プログラム（2003年）など、ADR主宰者の養成を目的とした種々の活動

（社）日本商事仲裁協会による模擬調停の開催（2002年）、同協会等によるADRのポータル・サイト（ADR-Japan）の開設（2002年）など、ADRの理解の増進やアクセスの拡充に向けた種々の活動

(2) 国の取組み

特定調停制度や民事・家事調停官制度の創設、労働審判制度に関する法案提出（2004年通常国会）など裁判所によるADRの機能充実に向けた種々の取組み

時効中断効の付与される手続を含め、政策目的に応じて多様な行政機関（指定機関を含む）によるADRの創設や機能充実に向けた取組み

ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議が策定したアクション・プラン（2003年）に基づき、ADRへのアクセスの拡充や民間ADRの機能充実に向けた種々の取組み

（例）

- ・ ADR関係者のための研修会の開催
- ・ ADR機関紹介リーフレットの作成作業 等

ADRを含む司法的紛争解決へのアクセスの拡充を図るため、日本司法支援センターの設立等を内容とする総合法律支援法案を今国会に提出（2004年）

その他、消費者保護、規制改革、IT推進等の観点から、ADRの拡充・活性化に向けた計画の策定

(例)

- ・ 消費者保護会議決定...消費者関係ADRの連携強化やルールの明確化等
- ・ 規制改革・民間開放推進3ヶ年計画...総合的なADRの制度基盤整備等
- ・ e-Japan 重点計画...安心・安全な電子商取引環境の整備

2. 国外における取組み例

(1) 国際機関・国際団体の取組み

UNCITRALにおける国際商事調停モデル法(手続に関するデフォルト・ルールが主体)の策定(2002年)

OECDによる電子商取引における消費者保護ガイドライン(善と衡平や行動規範を判断基準とするADRメカニズムの開発を推奨)の策定(1999年)

電子商取引に関する世界ビジネス会議(GBDe)がB2C電子商取引におけるADRに関する「ADRガイドライン」を公表(2003年)

ISOによるADRシステムの国際規格化の検討(2006年完了目途)

(2) 各国政府の取組み

ADRの利用を促進し裁判所の負担軽減を図る観点等から、調停前置制度の導入やADRに対する時効中断効・執行力の付与等を含むADRに関する国内法の制定や検討

(例)

- ・ アメリカ...連邦地裁に裁判所付属型ADR導入を、当事者にADRの利用検討を義務付け(1998年・連邦ADR法制定による)
- ・ ドイツ...州司法省が設置又は認可したADR機関等における義務的調停制度の導入(1999年・各州法の制定を必要とする)

(注) 州司法省が設置又は認可した調停機関については、その結果に執行力が付与されるほか、訴訟提起と同様、当事者間で交渉を開始する合意がなくとも、ADR申立てにより時効が停止する。

- ・ イタリア...司法大臣の登録を受けた民間調停機関に対する時効中断効・執行力の付与等を検討中(関係法案が国会審議中)